

名古屋市交通局電子入札システム公募型見積競争実施要領

平成22年 8月17日局長決裁
最終改正 令和元年12月23日

(趣旨)

第 1条 この要領は、名古屋市交通局企画財務部会計課（以下「会計課」という）において締結する物件の買入れの契約について、電子入札システム公募型見積競争（オープンカウンタ）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2条 この要領において、電子入札システム公募型見積競争（以下「システム見積競争」という）とは、調達案件の情報を名古屋市電子入札システム（以下「システム」という）により閲覧に供し、一定の資格を有する者を公募して見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する契約方式のことをいう。

(対象契約)

第 3条 システム見積競争を行うことのできる契約は、受注業者が多い申請品目（名古屋市競争入札参加資格審査の申請区分「物件の買入れ」における申請品目のことをいう。以下同じ）で、執行決裁額が 160万円以下のもののうち、別表 1及び別表 2に掲げる申請品目の契約とする。

(参加資格)

第 4条 システム見積競争に参加する者に必要な資格は、次の事項とする。

(1) 名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「物件の買入れ」で、調達案件ごとに指定された申請品目の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(2) 見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までの間に名古屋市交通局指名停止要綱（平成15年 3月26日局長決裁）による指名停止の期間にない者であること。

(3) その他申請品目ごとに定める事項

2 前項第 1号及び第 3号に規定する資格の有無の判定は、開札日現在による。ただし、開札日以後、契約の相手方の決定までの間にいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、競争に参加する資格がない者とみなす。

3 参加資格の確認は、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者について行う。なお、システムにより参加資格の確認ができる場

合は、それを省くことができる。

4 参加資格の確認について必要があると認める場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者に対し、その確認のために必要な資料を提出させるものとする。

(調達案件の公開)

第 5条 システム見積競争に係る調達案件は、システムにより公開する。

(見積書の提出)

第 6条 見積書は、システムにより提出させることとする。

2 システム見積競争に参加しようとする者から仕様書等の内容の説明を求められた場合は、速やかに回答する。

3 見積書の提出後は、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(紙による見積りでの参加)

第 7条 システム見積競争に参加を希望する者から、パソコン等のシステム障害その他やむを得ないと認められる理由によりシステムの利用ができない旨の申立てがあり、紙による見積りでの参加を求められた場合は、その者から見積書受付締切日時までに紙見積参加申込書兼見積書(様式 1)(以下「参加申込書兼見積書」という)を提出させる。

2 前項の参加申込書兼見積書が提出され、紙による見積りでの参加を承諾する場合は、開札を担当する職員が商号又は名称、見積金額及びくじ番号をシステムに入力する。なお、くじ番号の記載がない場合は、システムに「999」の入力を行うものとする。

(見積書の無効)

第 8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) システム見積競争に参加するために必要な資格を有しない者により提出された見積書
- (2) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもって提出された 2通以上の見積書
- (3) 委任状を提出していない代理人の名で提出された見積書
- (4) 金額が改ざんされ、又は訂正された見積書
- (5) 指示された方法によらずに提出された見積書
- (6) 見積書受付締切日時までに本市の使用する電子入札システムサーバーに到達しなかった見積書
- (7) 資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者により提出された見積書

(8) その他見積競争の条件に違反して提出された見積書

2 前項に定めるもののほか、参加申込書兼見積書が提出された場合は、次の各号のいずれかに該当する場合も、無効とする。ただし、第 2号において「くじ番号」の記載のない見積書については、有効とする。

(1) 記名押印のない見積書又は記入事項を判読できない見積書

(2) 見積書に記載すべき事項が記入されず、又は一定の金額をもって価格が表示されていない見積書

(3) 見積書受付締切日時までに会計課に到達しなかった見積書

(契約の相手方の決定方法)

第 9条 見積書を提出した者のうち（提出者が 1者の場合を含む）、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示し、当該調達案件の参加資格を満たす者を契約の相手方と決定する。

2 前項の場合において、最低見積価格となる同価の見積書を提出した者が 2者以上あるときは、電子くじにより決定する。

3 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、直ちに最低見積価格提示者と価格交渉を行い、契約の相手方を決定する。

4 前 3項の規定によっても、見積書の提出者がいないとき又は契約の相手方が決定しないときは、公募によらず、見積書を徴取する者を指名し、その者に見積書を提出させて、契約の相手方を決定することができる。

(契約の相手方の決定の通知)

第10条 システム見積競争の結果、契約の相手方が決定したときは、見積競争参加者に対しシステムにより通知する。ただし、参加申込書兼見積書の提出者に対しては、当該提出者が契約の相手方に決定した場合に電話、ファクシミリ等により通知する。

附 則

この要領は、平成22年 9月 1日から施行する。ただし、別表 1に定める活版・平版印刷、軽印刷、フォーム印刷及び封筒印刷、並びに別表 2に定める鋼製・木製家具については、平成22年10月 1日の契約手続分から適用する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行する。

別表 1

活版・平版印刷 軽印刷 フォーム印刷（特殊な用紙・インクを使用する印刷物を除く。） 封筒印刷

別表 2

文房具 鋼製・木製家具

様式 1 (第 7 条)

紙見積参加申込書兼見積書

年 月 日

(あて先)

名古屋市交通局長

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

印

名古屋市電子入札システムによる見積競争に下記の理由により参加できないため、紙見積書を提出します。

記

件名 : _____

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円	第一位 小数点	第二位 小数点
金額										

※ 小数点以下については、その旨の指示がある場合のみ、記載してください。

くじ番号

--	--	--

※ 予定価格の範囲内での最低見積価格の提示が複数あった場合、上記のくじ番号を利用して、電子くじを実施します。

(電子入札システムで参加ができない理由)

該当の□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> ICカード登録内容変更のため再取得中
<input type="checkbox"/> ICカードの破損のため再取得中
<input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害
<input type="checkbox"/> その他 ()